

【自治会費納入のお願い】

— 自治会費のお支払いがお済みでない方へ —

平素より自治会運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年 12 月末時点で、自治会費の納入が確認できていない世帯が約 120 世帯あります。
また、そのうちの約 3 割は、自治会費を口座引落しでお支払いの方で、残高不足やその他の事情により引落しができていないケースとなっています。該当される方は、お手数ですがご確認をお願いいたします。お支払い状況の確認をご希望の方は、自治会館までお問い合わせください。
※該当の方には、並行してお手紙を差し上げる場合がございます。

■ 納入期限について

納入期限: 2 月 10 日(水)

■ 期限までに納入が確認できない場合

2 月 10 日(水)を過ぎても納入が確認できない場合は、
個別に催促のお知らせを配布し、自治会役員(地区長・理事・班長)が集金に伺います。

■ 未払いが続くと…

自治会費は、地域の安全確保や環境整備、行事運営など、自治会活動を支える大切な財源です。納入が遅れている世帯が多くなると、催促文書の作成や手紙の配布・集金、事務処理の増加などの追加業務が発生し、自治会運営に影響が出てしまいます。

これらの業務を担っている役員は、皆さまと同じ地域に暮らす会員です。納入が滞る状況が続くと、役員の負担も大きくなってしまいます。

自治会活動を円滑に進めるためにも、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

桜台自治会事務局 ●11/1～3/31 9:00～16:00 (TEL: 66-1341)

(休憩時間/通年) 平日: 12:00～13:00、土・日・祝日: 12:00～14:00

※休憩時間中は、一度閉館致します。※土・日・祝日も開館しております。

※お支払いのお手続きは、閉館 30 分前までにお願いいたします。ご協力お願いいたします。